

◎新潟県告示第1213号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、阿賀野市の阿賀用水右岸土地改良区連合から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和3年11月5日

新潟県新発田地域振興局長

1 就 任

理事 新発田市乗廻400番地 長谷川 義明

就任年月日 令和3年10月20日